

鈴鹿市告示第 3 3 号

鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 6 年鈴鹿市条例第 1 8 号）第 1 1 条、第 1 2 条第 2 項又は第 1 3 条の規定に基づき自転車を撤去し、及び保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 撤去した年月日

別紙のとおり

2 撤去し、及び保管した台数並びに整理番号

自転車 2 台

整理番号 別紙のとおり

3 撤去場所及び撤去の理由

別紙のとおり

4 保管場所

鈴鹿市矢橋一丁目 5 9 0 番地（伊勢鉄道鈴鹿駅南高架下）

5 保管期間

告示の日から 6 0 日間

6 返還を受ける方法

（1）返還場所

保管場所と同じ

（2）返還日時

ア 月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から正午まで

イ 日曜日の午前 9 時から午後 3 時まで

（3）返還時に必要なもの

ア 引取通知書（送付された場合に限る。）

イ 撤去保管料（自転車） 1, 5 0 0 円／台

ウ 住所及び氏名が確認できるもの

エ 自転車の鍵

保管期間内に引取りがない場合は、鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第14条第2項及び第3項の規定により処分するので、当該放置自転車の利用者又は所有者は、保管期間内に引き取ること。

7 連絡先

(1) 保管場所

鈴鹿市矢橋一丁目590番地（伊勢鉄道鈴鹿駅南高架下）

電話 059-384-3653

(2) 鈴鹿市危機管理部交通防犯課

電話 059-382-9022

別紙

	撤去した年月日	整理番号	撤去場所	撤去理由	車体の色
1	令和7年1月8日	115	近鉄白子駅東側付近	放置禁止区域	黒
2	令和7年1月29日	116	近鉄白子駅東側付近	放置禁止区域	草

備考 自転車の内訳
自転車 整理番号 1 1 5 及び 1 1 6 計 2 台